

2025年5月9日

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都渋谷区鶯谷町2番3号
フリー株式会社
代表取締役 三嶋 隆

当社は、2025年4月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2025年6月20日を効力発生日として、当社のアニメ事業に関して有する権利義務を、新たに設立するフリー・ピクチャーズ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 本件分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式数については、本件分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額は、新設会社の事業規模及び財務状況その他の事情を総合的に考慮し、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条のとおりとすることが相当であると判断いたしました。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

(1) 海外子会社の設立

2024年6月1日付でアメリカ合衆国に FURYU of America, Inc, を設立。

(2) 業績連動型株式報酬制度の導入

社内取締役を対象とした株式給付信託を導入。2024年6月25日開催の定時株主総会にて承認。

4. 本件分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ約28,013百万円及び約6,482百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本件分割に際して当社が新設会社に承継させる資産及び負債の額は、それぞれ約1,001百万円及び約181百万円を見込んでおります。よって、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行に支障をきたす事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、本件分割の効力発生日以後における当社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

本件分割に際して新設会社が当社から承継する資産の額及び負債の額はそれぞれ約1,001百万円及び約181百万円を予定しており、本件分割の効力発生日後における新設会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割の効力発生日以後における新設会社の債務の履行に支障をきたす事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新設会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

新設分割計画書

フリー株式会社（以下「甲」という。）は、その事業のうち、アニメ事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立するフリー・ピクチャーズ株式会社（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うため、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 （乙の定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条 （本店の所在場所）

乙の本店の所在場所は、東京都渋谷区桜丘町9番1号ビアンクォードビル3階とする。

第3条 （乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役 安藤 盛治、津曲 隆行、小林 正和
設立時監査役 谷 直樹

第4条 （乙が本件分割により承継する権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、知的財産権、契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、乙が甲から承継する債務に関しては免責的債務引受の方法によるものとする。

第5条 （乙が本件分割に際して交付する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式100株を発行し、その全部を前条に規定する権利義務に代えて甲に対して交付する。

第6条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額 | 金25,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金25,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0円 |

第7条 （乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「本分割期日」という。）は、2025年6月20日とする。
ただし、本件分割の手の続の進行に应じ必要があるときは、これを変更することができる。

第8条 （株主総会）

本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、甲において本計画に関する株主総会の承認を受けずに行うものとする。

第9条 （競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条 （本件分割に係る条件の変更及び本計画の中止）

本計画作成日から本分割期日までの間において、甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件事業の財産又は価値に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本計画を変更又は中止することができるものとする。

第11条 （本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本計画の趣旨に従って、甲が決定するものとする。

以 上

2025年4月21日

東京都渋谷区鶯谷町2番3号
フリー株式会社
代表取締役 三嶋 隆

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、フリー・ピクチャーズ株式会社と称し、英文では、Furyu Pictures Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種アニメーション、コンピュータグラフィクス等の映画の製作・販売
- (2) インターネット等の通信を利用した各種映像、音声、商品(衣料品、装身具等)の製作・販売
販売コマーシャル、ピーアールフィルムその他各種映像の製作・販売
- (3) 合成、線画、タイトル、スライド等の製作・販売
- (4) 各種アニメーション、コンピュータグラフィクス等の合作・提携製作
- (5) 各種アニメーション、コンピュータグラフィクス等の総合的なデザイン業務
- (6) 漫画及びイラスト、アニメーション関係の出版、出稿、販売
- (7) ポスター、カレンダー及び商標類の作成・販売
- (8) 著作権・著作隣接権の管理、行使及びその許諾
- (9) 各種催事の企画及び営業
- (10) 各種施設の企画及び運営
- (11) 玩具、文房具、書籍、スポーツ用品、日用品雑貨類の販売及び輸出入
- (12) 映像及びこれに関連する技術の輸出入
- (13) アニメーション及び各種映像製作技術ならびに声優の養成に関する学校の経営
- (14) 飲食店の経営
- (15) アニメーションにかかるコンサルティング業務
- (16) 広告代理業務
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告の上、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第13条 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに議決権を行使することができる株主に対して発する。

- 2 議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第15条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締

役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の決定機関)

第31条 当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

第33条 配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会

社はその交付義務を免れる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当会社の最初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立時代表取締役社長)

第35条 当会社の設立時代表取締役社長は、以下のとおりとする。

設立時代表取締役社長 安藤 盛治

別紙 2「承継権利義務明細表」

承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲より承継する権利義務等は、本分割期日において甲が本件事業に関して有する以下に掲げる資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 承継される資産
 - (1) 流動資産
本件事業に属する一切の流動資産
 - (2) 固定資産
本件事業に属する一切の固定資産
 - (3) 投資その他の資産
本件事業に属する一切の投資その他の資産
2. 承継される負債
 - (1) 流動負債
本件事業に属する一切の流動負債
 - (2) 固定負債
本件事業に属する一切の固定負債
3. 承継される契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務
本分割期日において有効な、本件事業に関する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務の一切。
4. 承継される雇用契約その他の権利義務
本分割期日において有効な、本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務の一切。
5. 許認可
本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。
6. 知的財産権
本件事業に関する著作権、商標権等の一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権